

# 「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### （個別項目）

- 当金庫は、中小企業等経営強化法の認定支援機関として、地域の中小事業者が抱える経営課題やニーズに対して、きめ細やかに対応してまいります。創業・新事業、販路開拓、事業承継・M&A、経営改善等、ライフステージにおける経営課題に対してトータル的にサポートしてまいります。
- 豊田市を中心に地方公共団体、商工会議所や商工会、大学等の研究・教育機関、外部支援機関等とのネットワークを活用し、地域の社会課題や中小事業者の経営課題の解決に取り組みます。
- 当金庫、豊田市、豊田商工会議所の3者は「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」を締結しています。「とよた事業承継プラットフォーム」を構築し、中小事業者が抱える事業承継に関する課題に対応する等、各機関がもつノウハウやサービスを提供し、地域の課題解決支援に対応します。
- 有料職業紹介事業の許可を取得し、人材紹介業務に取り組んでおります。提携する職業紹介事業者と連携し、中小事業者の人材不足や後継者不在等、人材に関する課題解決に取り組みます。
- 地域の中小事業者の脱炭素やSDGsに対する取り組みに関して、セミナー開催等による情報発信に加えて、CO<sub>2</sub>排出量の可視化や経済産業省の利子補給制度の指定金融機関として、地域全体の脱炭素にむけた取り組みを支援します。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣習の是正に積極的に取り組みます。

### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮する等下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約にあたっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ②手形などの支払条件

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

### ③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他

当金庫は、2019年9月に「SDGs宣言」を公表しています。経営理念である「貢献」「健全」「幸福」に基づく事業活動を通じ、地域の社会的課題の解決および中小事業者の持続的な成長、地域経済の活性化に貢献し、サプライチェーン全体の共存共栄ならびに持続可能な地域社会の実現に取り組んでまいります。

2023年12月21日  
豊田信用金庫 理事長 藤嶋伸一郎